

# 森のニュース 1 「森林環境（譲与）税（仮称）」について

## 1 はじめに

平成 29 年 12 月に決まった平成 30 年度税制改正の大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設されることとなりました。

森林環境譲与税（仮称）は平成 31 年度から市町村及び県への譲与が始まります。

（※以下、（仮称）を略します。）

## 2 森林環境税創設の趣旨

森林の有する様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものです。一方で、全国的に森林所有者の経営意欲の低下や森林整備の担い手不足等が大きな課題となっています。

今回の新たな税は、このような現状認識のもと、

- ①平成 27 年の地球温暖化防止に向けた国際枠組みである「パリ協定」におけるわが国の温室効果ガス排出目標の達成や、
- ②災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、
- ③現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について市町村が自ら管理を行う「新たな森林経営管理制度」を創設することを踏まえ、国民一人一人が等しく負担を分かち合っわが国の森林

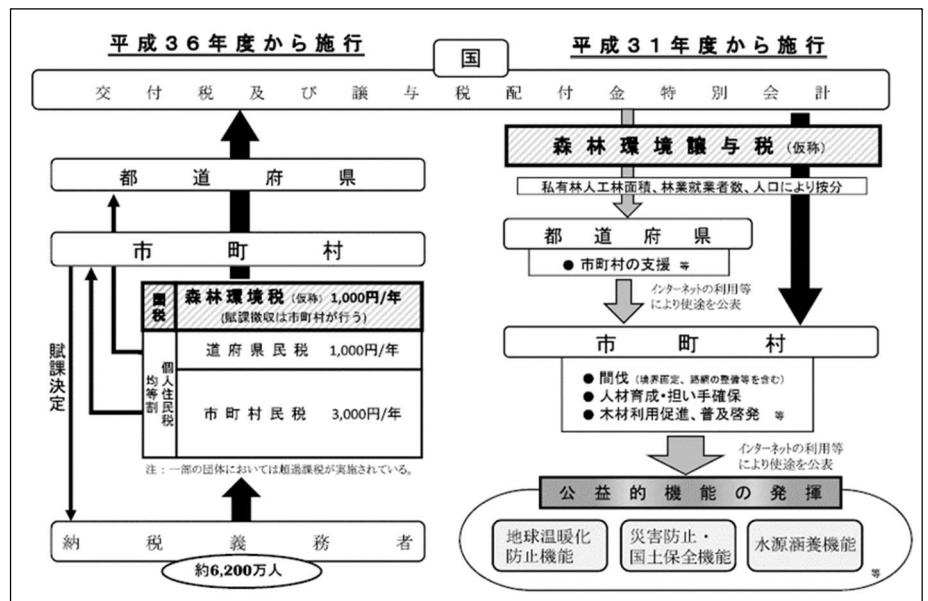


図1 新たな税の制度設計イメージ

を支える取組として創設されることとなりました。

## 3 税の仕組み

森林環境税は、国民が税を負担する森林環境税と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税の2つの税から構成されます。（図1）

### （1）森林環境税

森林環境税は個人住民税の均等割の納税者から国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村が徴収します。個人住民税均等割の納税義務者が全国で約6千万人いることから、税収は約600億円となります。東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、課税時期は平成36年度からとしています。

### （2）森林環境譲与税

森林環境譲与税は、国に集められた税を、森林整備を実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）されます。現場の課題に早期に対応する観点から、新たな森林管理制度の施行と合わせ、譲与時期は課税に先行して平成31年度からとしています。

平成35年度まで譲与税を先行するにあたって、その原資は交付税及び譲与税特別会計における借入により対応することとし、借入金は後年度の森林環境税の税収の一部をもって償還することとしています。

また、譲与額は主体となる市町村の体制の整備等に一定の時間を要すると考えられることから、徐々に増加するように設定され、

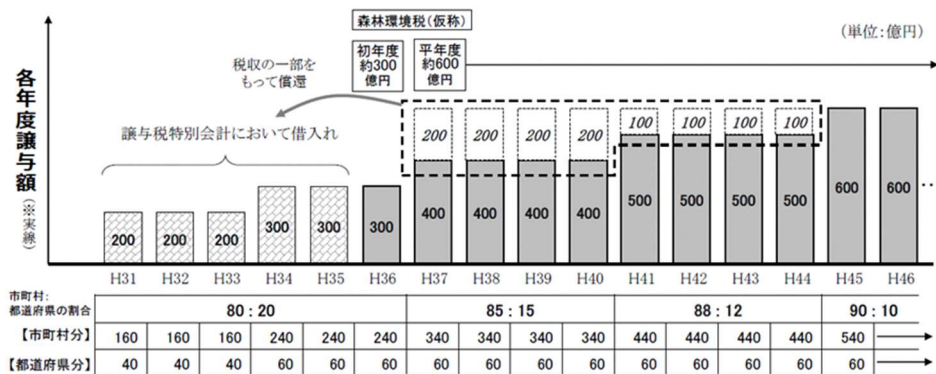


図2 森林環境譲与税の各年度の譲与額

平成 31 年度は 200 億円から開始することとされています。(図 2)

#### 4 譲与基準及び譲与額

基本的には、私有林人工林面積 (50%)、林業就業者数 (20%)、人口 (30%) により譲与されることとなり、その配分は市町村 9 割、県 1 割。本県内への譲与額は最終的に 14 億 5 千万円 (平成 45 年度時点の試算額) になる見込みです。

#### 5 税の用途

森林環境譲与税の用途については、市町村による、①間伐などの森林整備、②人材育成・担い手確保、③木材利用の促進や普及啓発に、また県による市町村への支援、に充てなければならないとされています。また、用途は公表する必要があります。

全国的な視点で本県を捉えた場合、全体が都市地域であるといえることから、森林整備に加え、木材利用を積極的に促進していくことが本県に求められているといえます。

#### 6 新たな森林経営管理制度

森林環境税の創設と合わせ、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、法による「新たな森林経営管理制度」が創設される見通しです。新たな仕組みにおいては、

- ①森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に保育を実施する等森林管理の責務を明確化し、
  - ②森林所有者自らが森林管理できない場合には、その管理を市町村に委ねたうえで、
  - ③林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に管理を再委託し、
  - ④林業経営に適さない森林等については市町村が公的管理を行う。
- こととしており、こうした取組に必要な財源として森林環境譲与税の一部が充てられる見込みです。

#### 7 本県の取組の考え方 (検討状況)

##### (1) 水源環境保全税との両立

本県では平成 19 年度から、水源環境保全・再生施策を推進するために独自課税 (水源環境保全税) を導入し、水源の森林づくり事業

等により手入れ不足人工林の整備等の取組を行っているところです。

森林環境税の創設を受け、県としては、『水源環境保全税と森林環境譲与税との両立を図り、両税を効果的に組み合わせ、相乗効果を創出することにより、県内全ての森林の保全・再生を図る』ことを

目指して、市町村と連携しながら検討を進めています。今後は、県全体としての取組方針や税活用のガイドライン等を取りまとめる予定です。

##### (2) 用途のすみ分け

水源環境保全税により実施している取組は今後も引き続き行うこととし、森林環境譲与税は水源環境保全・再生施策の対象外となる部分の森林管理等に充てる方向で整理を進めています。

##### (3) 木材利用

木材利用のノウハウを持っていない市町村に対し、モデル的な取組を県が企画・提案し、活用してもらうこと等を検討しています。

##### (4) 市町村への支援

市町村の取組が円滑に実施されるよう、県による指導、支援に加えて、森林・林業団体への業務委託等を視野に入れた支援体制の構築を検討しています。

今後も引き続き市町村と連携を密にしながら、平成 31 年度からのスムーズな事業開始に向けて、検討を進めていきます。

(神奈川県環境農政局緑政部森林再生課)